

## 令和7年神奈川県議会第2回定例会 文教常任委員会

令和7年7月1日

### ◆おだ幸子委員

公明党のおだ幸子です。今年度、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、まず初めに不登校の児童・生徒の保護者への支援の充実についてお伺いしたいと思います。

先日の定例会の一般質問において、私から県内の公立小中学校における不登校児童・生徒の家族全体に対する包括的な支援について質問させていただきました。教育長からは不登校に悩む家族全体に対する寄り添った支援を今後もしっかりと強化していくという御答弁を頂いております。

そこで、改めて、不登校の児童・生徒の保護者への支援の充実について何点かお伺いします。

まず最初に、各学校では保護者から不登校についての相談があった場合、どのように対応されるのでしょうか。

### ◎子ども教育支援課長

学校が保護者から相談を受けた場合には、学級担任だけで抱え込みず、教育相談コーディネーターなどが中心となり、管理職や養護教諭ともその情報を共有し、組織として対応しています。その際、必要に応じてスクールカウンセラーなどの専門人材や関係機関と連携しながら、継続的な支援につなげていきます。また、保護者へ必要な情報が届くように学級担任などが家庭訪問を行ったり、定期的に面談などを実施したりすることで、保護者とのつながりを大切にしながら支援を行っています。

### ◆おだ幸子委員

不登校の子供本人ももちろん大切なんですけれども、私は保護者も大事だなと思っています。不登校の子供の保護者の方を支えるためには、保護者自身の不登校に対する考え方、学校は行かなきやいけないだ、不登校はいけないことだ、そういう考え方を変えることですとか、学校の教育相談体制を充実させることが重要であると考えます。

県教育委員会としてどのような取組を行っているのかお伺いします。

### ◎子ども教育支援課長

県教育委員会では、全ての保護者に不登校に関する正しい理解を促すため、学校に行けないことは決して問題行動ではなく、甘えや怠けでも弱いからでもなく、どの子にも起こり得るという考え方や各種相談窓口を示したリーフレットを作成し、学校を通じて家庭に配布するとともに、県ホームページに掲載して周知しています。また、フリースクールなどとともに、年9回の不登校相談会を県内各地で実施しています。

昨年度からは対面での相談に加え、学校に来て相談することが難しい保護者も活用できるよう、オンラインで相談できるスクールカウンセラーを7校の拠

点校に配置し、相談体制を充実させています。

#### ◆おだ幸子委員

今のお話でリーフレットのお話がありましたけれども、県教育委員会が作成している保護者向けリーフレット、どんな内容が盛り込まれているんでしょうか。

#### ◎子ども教育支援課長

リーフレットには、不登校は問題行動ではなく、どの子にも起こり得るという考え方方に加え、子供に寄り添い、ありのままを受け止め自己肯定感を高めることが大切といった子供への接し方や不登校に関する情報サイトの案内などを掲載しています。また、不登校支援においては、保護者だけがその不安を一人で抱え込むのではなく、社会全体でつながりを持ちながら、共にその支援方策を考えいくといった、基本的な姿勢についても掲載しています。

さらに、保護者が必要な支援につながるよう、教室に入ることのできない子供のための学び場となる校内教育支援センターや、学校外の居場所としての教育支援センター及びフリースクールなどといった相談機関を示しています。

#### ◆おだ幸子委員

先ほどお話のありました不登校相談会のように不登校で悩んでいるお子さんですとか、保護者の方が直接相談できる場がある、機会があるということは大変重要だと考えております。今まで参加された保護者の人数の過去3年間の推移と、実際に保護者の方からどんな声があったのかお伺いします。

#### ◎子ども教育支援課長

不登校相談会の過去3年間の保護者の参加人数は、令和4年度が840人、令和5年度が913人、令和6年度が791人となっています。令和6年度の保護者の参加人数の減については、台風接近の影響による急な日程変更などが考えられますが、この10年間で延べ約7,200人の保護者が不登校相談会に参加しています。また、参加した保護者からは、ここに来るまでは不安な気持ちだったが、多くの人が親身になって話を聞いてくれてありがたかった。学校の外にも様々な学びの場があることが分かり、前向きに子供の進路を考えることができた。自分は一人ではないんだと不安が少し解消されたという声を頂いております。

#### ◆おだ幸子委員

大勢の方が利用されていて、参加された方からも好評であったということがよく分かりました。また、単なるカウンセラーではなくて、学校の実態が分かっている方が話を聞いてくださるということがすごく大事ではないかなと思いまして、こういう取組が保護者の方の不安を解消するためには大変重要でないかなと考えます。

私としましては、もっと多くの方に知っていただきたいと考えているんですけれども、県の教育委員会では今後情報発信をはじめとして、不登校の子供の保

護者への支援にどのように取り組んでいかれるんでしょうか。

#### ◎子ども教育支援課長

県教育委員会では、不登校の子供の保護者に必要な情報が確実に届くよう、保護者向けリーフレットや相談会のチラシを学校を通じて保護者に配付するとともに、県のたよりやホームページを活用して、県内に広く周知していきます。また、相談体制の充実に向け、オンラインカウンセラーの活用の推進や教職員が保護者に寄り添い、不安な気持ちをしっかりと受け止めることの重要性について、校内研修や教育相談コーディネーターが参加する会議などを通じて、働きかけていきます。こうした取組を着実に進めることによって、不登校に悩む保護者に寄り添った支援を今後もしっかりと進めています。

#### ◆おだ幸子委員

意見、要望を申し上げさせていただきます。先日の一般質問でもお話をさせていただいたんですが、保護者の約半数が学校から情報提供がなかったと認識している現状をどう変えていくのか、この現状認識って、多くの保護者の方が学校からのコミュニケーションが足りないと感じている表れではないかなと考えます。保護者自身も支援が必要な当事者であるとの観点から、学校から適切に情報提供することですとか、各関係機関と連携した支援体制を充実することに努めていただきたいと考えます。

次に、教員の働き方改革の推進について質問をさせていただきます。

教員の働き方改革は、教員一人一人の心身の健康ややりがいの確保により教育の質の向上を目指すものとして認識しています。

令和7年3月に改定された神奈川の教員の働き方改革に関する指針においては、県、市町村教育委員会共通の目標が示されており、その達成に向けては、進捗の管理や市町村における取組の推進が重要だと考えますが、県のお考えを伺います。

まず初めに、県の新グランドデザインでは、具体的な取組のKPIを年度ごとに設定していると思いますが、働き方改革の指針の目標については、年度ごとのマイルストーンですとか、KPIを設定されているのでしょうか。その考え方について確認します。

#### ◎教職員企画課長

教員の働き方改革の目標は、中長期的な視点で取り組めることが重要であると考えております。この目標は、県と市町村教育委員会が協議し、令和11年度までに到達すべき共通の目標として、上限時間としてそれぞれの規則等で決まっている数値を設定したものです。年度ごとの目標設定につきましては、学校現場の実情は様々であり、年度単位で数値を定めると、教員によっては時間のことばかり気にし過ぎてしまい、教育がおろそかになる懸念があるのではないかといったような意見もありました。

そこで、県と市町村との協議において、年度ごとの目標設定よりも、5年間という目標期間の中で適宜目標の進捗管理や課題を共有、協議し、必要に応じ取組

を見直すことが重要であるということになり、5年間の目標達成に向けて県と市町村が連携して取組を進めていくこととしたものです。

◆おだ幸子委員

経緯についてはよく分かりました。ただ、指針見ますと目標とあって、いきなり5年後にゼロ%となっているのでびっくりしたんですね、私。普通こういう目標の場合、中間計画があって、そこに対してどうだったか、行けていないから、じゃこういうことをやっていこうとか、そういう軌道修正をしていくかと思うんですけども、いきなり5年後にゼロ%だとどうなのかというのが、すごく疑問だなというのはすごく思いました。

続きまして、目標に対する達成状況や進捗状況について、市町村と情報共有しながら、働き方改革の取組を進めていく必要があると思いますが、具体的にどのように進めていかれるんでしょうか。

◎教職員企画課長

市町村ごとの働き方改革の取組に差があることは認識しています。そこで、昨年度指針改定に向けて意見交換を行った県・市町村教育長会議や地区別の教育長会議、人事担当者の会議等の既存の会議の場なども活用して、市町村ごとの課題や取組状況、補助金を活用した教員の負担軽減への効果が高かった事例などを共有していきたいと考えています。

また、そうした機会や市町村への個別訪問などを通じて、働き方改革に関する学校現場の実情を丁寧に把握しながら、共通の目標達成に向けて市町村教育委員会との連携を強化していきたいと考えております。

◆おだ幸子委員

連携強化ということで承知いたしました。

次に、市町村立学校働き方改革加速化補助金は、市町村の学校現場の業務改善につなげる重要な取組だと思いますが、小規模な自治体では新しい事業を考えたり、予算を負担することが難しいところもあると思います。こうした小規模の自治体に対して、県ではどのような支援をされているんでしょうか。

◎教職員企画課長

小規模な市町村では、教員の働き方改革を担当する職員がほかの分野の業務も兼任するなど、補助金の有効活用を検討する時間があまりなかったり、財政的な制約が多いところがあると考えております。そこで、県としては職員が個別にそのような市町村を訪問し、ほかの市町村の効果的な取組などを参考にしながら、補助金を有効活用できるように必要な助言やきめ細やかな支援を行っています。

また、財政面でも、小規模な自治体に配慮して、今回創設した補助金は補助上限額のうち300万円まで補助率を10分の10としたところです。

#### ◆おだ幸子委員

続いて、補助金についてお伺いしますけれども、市町村が補助金を活用しやすいようにするために、現場のニーズに合わせた柔軟な運用というが必要だと思いますけれども、制度自体を改善する余地というはあるんでしょうか。

#### ◎教職員企画課長

今年度の交付対象事業の決定に当たりましても、事前相談において、それぞれの市町村の実情を丁寧に確認するとともに、活用に向けたアドバイスをするなど、柔軟に対応しております。

引き続き学校現場の多様なニーズを丁寧に把握し、市町村の働き方改革が加速化できるように必要に応じて運用の見直しを図りたいと考えております。

#### ◆おだ幸子委員

続いて、外部人材の活用の観点でお伺いとしたいと思います。

令和6年度から教頭マネジメント支援員の小中学校への配置が開始されまして、23校に導入されたと承知しています。配置された学校では具体的にどのような効果があったのかお伺いします。

#### ◎教職員人事課長

教頭マネジメント支援員の配置の効果ですけれども、学校のほうからは、教頭が学校運営に割く労力と時間の割合が増えたですか、教職員対応や住民対応と教頭本来の業務に割く時間を確保できた、こういった報告を受けております。また、教頭の時間外勤務への効果ですが、制度導入前の令和5年度と比較しまして、令和6年度の時間外勤務時間が1人当たり月平均13時間減少しております。

#### ◆おだ幸子委員

実際に導入された、配置されたところでは、教頭本来の仕事ができて、かつ勤務時間も減少したという結果が出ているということですね。

そうしますと、この取組、ぜひもっと広げていただきたい、効果があるものですから広げていただきたいと考えるんですが、今後どのように拡充していかれるんでしょうか。

#### ◎教職員人事課長

この制度ですが、国が3分の1、県が3分の2を負担して実施する事業でございます。本県の限られた財源の中では、県の独自事業として拡充していくことはなかなか難しいと考えております。そのため、県では教頭マネジメント支援員の全校配置の実現に向けて、本年6月に実施しました国への提案ですか、あとは全国都道府県教育長協議会の要望などを通じまして、国に予算拡充を求めているところでございます。

今後も業務に慣れていない新任教頭が配属された学校ですか、教頭の時間外勤務時間が多くの学校、こうしたところなどに優先的に配置する等の工夫を行いながら、より効果的なものとなるよう努めてまいります。

#### ◆おだ幸子委員

それでは、このテーマについて最後でございますが、学校の働き方改革を進めるために、本当に社会課題だと思うんですけれども、進めるために保護者の方ですとか、地域の住民の方の理解や協力も必要だと考えます。地域も含めて、みんなで学校の働き方改革に取り組んでいくためにも、目標に対する達成状況を毎年公表すべきと考えますすがいかがでしょうか。

#### ◎教職員企画課長

教員の働き方改革をさらに進めていくには、保護者や地域の理解と協力は欠かせないものと考えてございます。そのため、県教育委員会では、指針の目標達成状況を毎年公表し、学校現場の働き方改革の状況を発信していきたいと考えております。

今後も県教育委員会は、市町村教育委員会に加え、働き方改革の取組を応援していただいているPTA団体とも連携しながら、しっかりと取り組んでまいります。

#### ◆おだ幸子委員

達成状況を毎年公表していただけるということで、実効性を高めるためにも進捗をぜひ見える化をしていただきたいなと考えます。目標達成に向けて、県域の市町村教育委員会やPTA団体としっかりと連携しながら、取り組んでいただくことを要望いたします。

では、最後のテーマでございますが、県立高校における障害のある生徒への合理的配慮の提供についてお伺いいたします。

令和6年4月に障害者差別解消法が改正され、これまで努力義務だった全ての事業者について、障害者への合理的配慮の提供が義務化されました。また、令和7年3月に神奈川県教育委員会障害者活躍推進計画が改定されるなど、障害者への支援が充実しつつあると感じております。そうした中、改めて県立高校における合理的配慮の提供について、何点かお伺いします。

まず初めに、障害者差別解消法では、対応要領を策定することになってますが、県教育委員会の状況をお伺いします。

#### ◎教育局管理担当課長

県教育委員会では、障害者差別解消法に基づき、平成28年3月に対応要領を策定しました。主な内容として、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供、相談体制の整備等、職員が適切に対応するために必要な事項を定めているところです。

#### ◆おだ幸子委員

それでは、県立高校の生徒は対応要領の対象になっているんでしょうか。

## ◎教育局管理担当課長

学校における対応要領の対象については、生徒や教職員に加え、学校を訪問する方も含めた全ての方が対象となっているところです。この対応要領に基づき、合理的配慮を提供しています。

### ◆おだ幸子委員

では、重ねてお伺いしますが、県立高校における障害のある生徒に対する合理的配慮については、どのようにお考えでしょうか。

## ◎高校教育課長

障害のある生徒が他の生徒と平等に教育を受ける権利が行使されるよう、本人の意思表明があった場合、障害の状態等に応じて、設置者及び学校に過重な負担とならない範囲で必要な変更や調整を行うことと考えております。

### ◆おだ幸子委員

では、もう少し具体的にお伺いしていきます。

県立高校における校舎等施設のバリアフリー化について、障害のある生徒に対してどのような対応をされているんでしょうか。

## ◎教育施設課長

学校施設のバリアフリー化については、障害がある生徒が県立高校への入学が決まった段階で、学校や関係課と十分協議をした上で、その生徒の移動ができるだけ円滑となるよう対策を講じています。例えば、肢体不自由のある生徒や車椅子を使用している生徒のためには、歩行しやすいよう手すりを設置する、段差解消のためのスロープを設置する、力をかけずに扉の開閉が可能となるよう引き戸に改修をするなどの対応を行っています。

### ◆おだ幸子委員

それでは、今度はソフト面なんですけれども、学習環境のソフト面での整備についてはどのように考えておられますか。

## ◎高校教育課長

障害のある生徒が教育を受ける権利を行使できるようにするために、学習環境を整備することは大切だと考えており、入学が決まった際に、本人や保護者の都合などを聞き取って、必要な学習環境の整備を可能な限り行っております。

### ◆おだ幸子委員

では、具体的な学習環境の整備事例を教えてください。

## ◎高校教育課長

例えば、生活介助が必要な生徒について介助員を配置したり、体育などの授業を個別に行う必要がある生徒について非常勤講師を配置しています。また、特性

に応じて教室内の座席の配置へ配慮したり、障害に対応した机、椅子の配備、また聴覚に障害のある生徒へは文字起こしソフトを活用している例もあります。

◆おだ幸子委員

今、教えてくださったような事例というのは、入学前に見たりすることができるのでしょうか、どこかで公開されているのでしょうか。

◎高校教育課長

県のホームページに一例として上げているものもありますが、各学校での対応は、本人や保護者と相談して、個別具体的にそれぞれの状況に合わせて速やかに環境整備を行っているものであります、現在、個別の事例については公開はしておりません。

◆おだ幸子委員

本人と保護者の方はどういうことが学校で行われるのかってなかなかよく分からなかつたり、どこまで学校が対応してくれるのかというのが分からなくて、言いづらかつたりというのがあると思うんです。

なので、ここまでできるよというものを見せていく努力も提供する側として大事かな、言ってきたらやりますというのは確かにそうなんですけれども、申出があつたらやりますというのは確かにそうなんですけれども、やっぱり本人側としてみれば遠慮があつたり、あとどうやつたら自分が快適な環境をつくれるのかというのが分からなかつたりするので、そういう部分も出していただく必要があるのかなと思います。

実は、他県の話で恐縮なんですけれども、具体的な学習環境の整備事例というのを一覧できる表にして明示をしているところがあるんです。実際、私も保護者の方から頂いたんですけども、非常に分かりやすい、そういう表になっておりまして、一目で分かるようになっております。そういうところもあるんですけども、県教育委員会の対応状況はどうなのか教えてください。

◎教育局管理担当課長

本県においては、対応要領の中で合理的配慮の具体例を記載し、ホームページで公開しているところです。

◆おだ幸子委員

対応要領は私も拝見したんですけども、ひたすら文字なんです。あれを読み込んで理解して覚えなきゃいけないということがありまして、対応要領のように文字で羅列しているだけでは分かりづらいんじゃないのかなと思いますし、何かあったときにはぱっと判断できないんじゃないかなと思っています。先ほど御紹介した他県のように表にして例示するなどの工夫を行うことで、生徒や保護者、また合理的配慮を提供する教員の側、両方にとってより参考になると思うんですけども、いかがでしょうか。

◎教育局管理担当課長

合理的配慮の具体例について、対応要領の中で体系化して示すなど、どのような工夫ができるのか検討していきたいと考えております。

◆おだ幸子委員

ぜひ、御検討のほどよろしくお願ひします。

合理的配慮自体がまだ年数が浅いので、提供される側、提供する側、まだまだお互いコミュニケーションを図っていかなければいけないところがあるのかなと思いますので。

では、最後に意見、要望を申し上げさせていただきます。

障害のある生徒やその保護者の中には、入学する際に学習環境への整備の面で、具体的な配慮事項がすぐに思いつかない方も多いと考えます。具体的な例を分かりやすく示すことによって、生徒本人、保護者、学校側も生徒の特性を理解しやすくなり、生徒が充実した学校生活を送ることにつながると考えます。合理的配慮の提供については、各校の実情に応じて判断することになりますが、他県での具体的な表のように、分かりやすいひな形を県で示すなど、よいものはどんどん取り入れていただきたいと考えます。

また、いろんな障害も明らかになってきて、最近の新聞報道でも聞き取り困難症というものがあるって、音は聞き取れるんだけども、脳が言語として理解ができない障害というのが、先日新聞に出ておりまして、実際2割くらいの方が合理的配慮を拒否されたという実態もありまして、そうやってどんどん新しいものが分かっていくので、そこをちゃんと県として情報をブラッシュアップして、学校側に示していただくということも県の役割かなと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。